

## 東京都ナースプラザ運営協議会設置要綱

## (設 置)

- 第1 東京都ナースプラザ（以下「プラザ」という。）の円滑かつ効果的な運営を行うため、東京都ナースプラザ運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

- 第2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
- (1) プラザの事業計画に係る調整に関すること。
  - (2) その他プラザの運営に関すること。

## (構 成)

- 第3 協議会は、学識経験を有する者、関係機関代表及び医療機関代表のうちから、保健医療局長が委嘱し、又は任命する委員12名以内で構成する。
- なお、構成員には、関係機関代表として、公益社団法人東京都医師会、一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会及び公益社団法人東京都看護協会において看護人材確保分野を担当する理事並びに東京労働局の職業安定部長を含むものとする。

## (任 期)

- 第4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (会長等)

- 第5 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。
  - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (招 集)

- 第6 協議会は、会長が招集する。

## (会議の公開)

- 第7 会議、会議に係る会議録及び資料等は、公開する。ただし、協議会が必要と認めた場合は、その決定により公開しないことができる。

## (関係者の出席)

- 第8 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

## (庶 務)

- 第9 協議会の庶務は、保健医療局医療政策部医療人材課において処理する。

## (補 則)

- 第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成16年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 4 日から施行する。